

Q1 96条って何？なぜ変えるの？

安倍首相は、まず憲法第96条から日本国憲法を「改正」していくと言っています。日本維新の会、みんなの党、民主党の一部にもこれに同調する動きが広がっています。

96条は、憲法「改正」には衆参それぞれの3分の2以上の賛成で国民に発議（提案）し、国民投票で過半数の賛成を得なければならないと定めています。安倍首相は、この「3分の2」は厳しすぎるから、「過半数」に改めるべきだと言うのです。

〈社会の基本原則を定める憲法だから…〉

しかし、人間が生まれながらにもつ自由や人権を保障するという社会の基本原則を示すのが憲法の役割です。この基本原則が時々の多数派のつごうでクルクル変えられないようにするというのが世界の常識です。アメリカは両院の3分の2の賛成にくわえ、4分の3の州議会の承認、ドイツでも連邦議会と連邦参議院の3分の2の賛成が必要です。自民党が日本国憲法が「世界的に見ても、改正しにくい憲法」というのは大ウソです。



Q2 国民の意思表明がせばめられる？

憲法9条の改悪が国民にうけ入れられないため自民党は、「国民に提案される前の国会の手続きを余りに厳格にするのは、国民が憲法について意思を表明する機会が狭められる」などとこじつけています。しかし、国民は、国会の発議した案に「賛成」か「反対」の投票しかすることができます。国民投票にあたっては国民が正確に判断できる情報を保障することが何よりも重要です。

〈せばめられるのは国民の知る権利〉

衆参3分の2以上の賛成を得るためにには、多くの党派の支持を得ることが必要となり、国会でも徹底した討論をおこなわざるを得ません。そこではじめて国民は改憲案の内容を十分知ることが可能です。それが過半数なら、時の多数党による強行採決による発議もでき、国民はその内容を十分に理解できないまま投票にのぞむことになります。『せばめられる』のは国民の「知る権利」です。

〈第96条（憲法改正の発議、国民投票及び公布）〉

①この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

Q3 安倍首相は「国会議員の3分の1をちょっと超える人が反対すれば指一本触れることができないのはおかしい」と言っていますが？

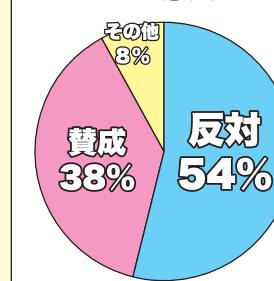
もともと憲法は、国民に代わって権力を行使する内閣や国会議員の権力行使のあり方を縛るものとして生まれました。

日本国憲法が内閣や国会議員の憲法尊重擁護の義務（99条）を定めているのはそのためです。その義務をもっとも重く負う安倍首相がそんなことを言うこと自体許されません。

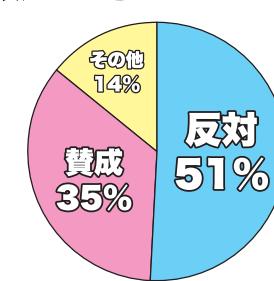
〈「憲法がわかっていない」〉

憲法で本来縛られるはずの国会議員が、より少ない人数で自分につごうのいいように憲法を変えることができるようになると、国会の多数派の権力が不当に強められ、憲法が逆に国民を縛るものになりかねず、とうてい国民の人権や民主主義を守ることはできません。憲法学者からは、96条を変えるなんて「憲法がわかっていない」との声があがっています。

憲法96条改定どう思う



「朝日」5月2日付



「読売」5月13日付

Q4 今まで問題になっていなかつた96条改憲が、なぜ急に問題に？

安倍首相は、96条を変えたら、続いて9条も「書き換えるべきだ」と言っています。自民党の改憲案では9条を改め、自衛隊を「国防軍」とし、「自衛権」の名のもとにアメリカと一緒に海外で自由に武力を行使できる（集団的自衛権の行使）ようにするとしています。そのため軍事秘密の保護や軍法会議、非常事態宣言の制度まで決めていました。真のねらいは、このように日本を海外で戦争できる国にするための9条改憲にあります。

〈「国民投票なれ」をつくりだし狙い〉

しかし、どの世論調査を見ても、9条改憲反対が国民の過半数をしめています。これが安倍首相らの最大の“弱み”になっています。そこでまず96条を変えて国民の「国民投票なれ」をつくりだし、領土問題などで国民の9条に関する支持が揺らいだら、一気に9条改憲の国民投票を行うというものです。



Q5 戦後、一度も改正していない日本の憲法は「現実とかけ離れてしまった」？

世界188カ国の憲法を比較・分析したアメリカの2人の法学者は、日本国憲法はいまでも「世界の最先端」にあり、「不朽の先進性」をもっていると評価しています（2012年5月3日「朝日新聞」）。改める必要がないのです。フィリピンの非核条項やコスタリカの常備軍の禁止など、いまや世界の多くの国々が憲法に平和条項をもっていますが、日本国憲法9条ほど徹底した平和主義の憲法はありません。日本国憲法25条の生存権の規定なども、世界的に見て先進的なものです。

〈憲法を「生かす」ことこそ大切〉

必要なのは、この憲法を「変える」ことではなく、「生かす」ことです。

96条改憲は、この国民の願いに逆行し、9条改憲への道を開くものであることを職場や地域、家庭で話し合いましょう。

国民投票をしても過半数の賛成を得られないとわかるまで徹底して世論を広げましょう。



憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 神保町マンション202
TEL.03-3261-9007 FAX.03-3261-5453
E-mail : mail@kenpoukaigi.gr.jp

なぜいま96条改憲か？

ねらいは9条をかえて戦争する国づくり



憲法会議（2013.5）